

別府溝部学園短期大学 学則

第1章 総則

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、別府溝部学園短期大学の建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」を基本目的とし、ライフデザイン、食物栄養、幼児教育及び介護福祉に関して深く専門的な学術を研究するとともに、職業に必須の教育を授け、豊かな教育と優秀な技能とを有し、かつ極めてよき指導者として有為な人材を育成し、民主主義社会における文化の創造進展に寄与することと併に、地域振興に貢献できる人材の育成を目的とする。

(自己点検・評価、認証評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたり、その項目及び体制については別に定める。

3 本学は、教育研究活動等の状況について、一定期間ごとに認証評価(文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価)を受けるものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第1条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の研修及び研究を推進するために、本学に研修組織を置く。

3 前項の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員の知識・技能並びにその能力・資質の向上を図るための研修を実施する。

4 研修組織に関する規程は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第1条の4 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(名 称)

第2条 本学は、別府溝部学園短期大学と称する。

2 本学は、大分県別府市大字野田78番地に置く。

第2章 学 科

(学 科)

第3条 本学に、ライフデザイン総合学科、食物栄養学科、幼児教育学科及び介護福祉学科を置く。

第3条の2 前項の各学科における人材の育成に関する目的は、次のとおりとする。

1 ライフデザイン総合学科

自立した個の確立を目指して、人生や生活をデザインすることに関連する専門を学修し、関連する人材を養成する。

2 食物栄養学科

食物栄養に関する専門を学修し、関連する人材を養成する。

3 幼児教育学科

幼児教育及び保育に関する専門の学芸を学修し、関連する人材を養成する。

4 介護福祉学科

介護福祉に関する専門を学修し、関連する人材を養成する。

第3章 学生定員及び修業年限

(学生定員)

第4条 学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
ライフデザイン総合学科	60名	120名
食物栄養学科	40名	80名
幼児教育学科	70名	140名
介護福祉学科	30名	60名

(修業年限)

第5条 ライフデザイン総合学科、食物栄養学科、幼児教育学科及び介護福祉学科の修業年限は2年とする。ただし、在学年限は4年をこえてはならない。

2 別に定める長期履修学生の修業年限および在学年限は6年とする。但し、学長が特別な事由があると認めた場合は、年限を超えることができる。

3 協定を締結している国内及び外国の大学等の教育機関での留学期間は、前項の修業年限に算入する。

第4章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

(授業期間及び学期)

第7条 1年間の授業を行う期間は、試験やガイダンス等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 学年を分けて次の二期とする。

春学期（各年次第1 Semester） 4月1日から9月30日まで

秋学期（各年次第2 Semester） 10月1日から翌年3月31日まで

3 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

春学期前半（各年次第1 クォーター）

春学期後半（各年次第2 クォーター）

秋学期前半（各年次第3 クォーター）

秋学期後半（各年次第4 クォーター）

4 学長が必要と認めるときは、前項の期間を変更することができる。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- 1) 国民の祝日（昭和 23 年法律第 178 号）
 - 2) 日 曜 日
 - 3) 開学記念日（4 月 20 日）
 - 4) 春期休業（3 月 21 日から 3 月 31 日まで）
 - 5) 夏期休業（8 月 10 日から 9 月 15 日まで）
 - 6) 冬期休業（12 月 22 日から翌年 1 月 7 日まで）
- 2 臨時の休業日は、そのつど学長が定める。
- 3 第 1 項の休業日であっても学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。

第 5 章 授業科目及び単位数

（授業科目及び単位数）

第 9 条 授業科目は、基礎科目、外国語科目、体育科目の 3 区分と専門教育科目および職業に関する科目に類別する。なお、単位数は別表に掲げるとおりとする。

2 前項に規定するものの他、教育上必要があるときは、授業科目を特設し開講することができる。

第 6 章 履修方法・卒業資格の取得

（単位の修得）

第 10 条 学生は、第 5 条に規定する期間在学し、基礎科目については、計 8 単位以上、外国語科目については 2 単位、体育科目については 2 単位、専門教育科目については、50 単位以上、計 62 単位以上を修得しなければならない。但し、介護福祉学科は 71 単位とする。

2 一年間に登録できる単位数の上限は 45 単位とする。但し、職業に関する科目及び休暇中に開講する科目は除く。

3 各学期の卒業必須科目の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（免許資格の取得）

第 10 条の 2 本学の各学科において取得できる教育職員免許状の種類は、食物栄養学科においては、栄養教諭二種免許状、幼児教育学科においては、幼稚園教諭二種免許状とする。

2 本学の各学科において取得できる資格の種類は、次のとおりとする。

1) ライフデザイン総合学科については、ファッションアドバイザー課程履修証明書、ビューティアドバイザー課程履修証明書、DTP デザイナー課程履修証明書、Web デザイナー課程履修証明書、医療秘書実務士資格、介護保険実務士資格、診療情報管理実務士資格、医事実務士、医事コンピュータ実務課程、ICD コーディング実務課程、電子カルテ実務課程、介護職員初任者研修修了証、手話講習会入門課程、情報処理士、ビジネス実務士及び社会福祉主事任用資格とする。

2) 食物栄養学科については、栄養士課程履修証明書、健康アドバイザー課程履修証明書、保育栄養アドバイザー課程履修証明書、医療秘書実務士資格、介護保険実務士資格、医事実務士、介護職員初任者研修修了証、温泉コンシェルジュ課程修了証及び社会福祉主事任用資格とする。

3) 幼児教育学科については、保育士資格取得証明書、ピアヘルパー受験資格、レクリエーション・インストラクター資格及び社会福祉主事任用資格とする。

4) 介護福祉学科については、介護福祉士課程履修証明書、レクリエーション・インストラクター資格、福祉レクリエーションワーカー受験資格、介護保険実務士資格及び社会福祉主事任用資格とする。

3 本条第1項に規定する教育職員免許状を取得しようとする者は、第10条に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し単位を修得しなければならない。

4 本条第2項に規定する資格証明書を取得しようとする者は、第10条に規定する単位を含め、ファッションアドバイザー課程履修証明書、ビューティアドバイザー課程履修証明書、DTP デザイナー課程履修証明書、Web デザイナー課程履修証明書、健康アドバイザー課程履修証明書及び保育栄養アドバイザー課程履修証明書については、本学が定める科目、栄養士課程履修証明書については、栄養士法、同法施行令及び施行規則に定める科目、介護福祉士については、社会福祉士及び介護福祉士法、同法施行規則に定める科目、保育士資格取得証明書については、児童福祉法施行規則に定める科目、社会福祉主事任用資格については社会福祉事業法に定める科目より3科目、レクリエーション・インストラクター、福祉レクリエーションワーカー受験資格、医療秘書実務士資格、介護保険実務士資格、診療情報管理実務士資格についてはそれぞれ指定された科目を履修し単位を修得しなければならない。

5 第10条の2に規定する、免許・資格・修了証に関する教育課程、組織については別に定める

(単位の計算方法)

第11条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。

3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

4) 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(単位修得の認定)

第12条 各科目の単位修得の認定方法は、教授会の議にもとづき、学長がこれを定める。

(単位の互換)

第12条の2 国内又は外国の大学又は短期大学において履修取得した単位について、教育上有益と認めるときは、30単位を超えない範囲において、本学において修得したものと認定することができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は高等専門学校の専攻科におけ

る学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、前項により修得した単位数と合わせて 30 単位を超えない範囲で与えることができる。

3 本学入学以前に、本学において履修した単位について、教育上有益と認めるときは、15 単位を超えない範囲において、本学において修得したものとして認定することができる。

(交換留学・ダブルディグリー留学)

第 12 条の 3 本学と学生交換に関する協定のある外国の大学等の教育機関の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長が本人の教育上有益であると認めた場合にかぎり、交換留学、ダブルディグリー留学としてこれを許可することができる。

2 交換留学、ダブルディグリー留学の期間は 1 学期間以上とし、その期間を本大学における修業年数に算入することができる。

3 交換留学、ダブルディグリー留学に関する規程は別に定める。

(卒業及び学位授与)

第 13 条 第 5 条に規定する期間在学し、所定の授業料等を納入し、所定の科目及び単位を修得し、かつ、別に定める学位授与の方針（ディプロマポリシー）を満たした者には、卒業証書を授与する。

2 前項により卒業証書を授与された者は、短期大学士の学位を授与する。付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

ライフデザイン総合学科	短期大学士（ライフデザイン ファッション）
	短期大学士（ライフデザイン グラフィック）
	短期大学士（ライフデザイン 医療情報）
	短期大学士（ライフデザイン 日本語）
	短期大学士（ライフデザイン ビジネス・観光）
食物栄養学科	短期大学士（食物栄養）
幼児教育学科	短期大学士（幼児教育）
介護福祉学科	短期大学士（介護福祉）

3 前項の学位の名称を用いるときは、「別府溝部学園短期大学」と付記するものとする。

4 ダブルディグリー協定を締結している大学等間で、所定の要件を満たした者には、卒業証書を授与する。

第 7 章 入学・退学・転学・転入学・休学・復学及び除籍

(入学の時期)

第 14 条 入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(入学の資格)

第 15 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- 1) 高等学校を卒業した者
- 2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに該当する学校教育を修了した者を含む）
- 3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者
- 4) 文部科学大臣の指定した者（昭和 23 年文部省告示第 47 号）
- 5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校

卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）

6) 本学において、相当の年令に達し、高等教育を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

（入学志願手続）

第 16 条 入学志願者は、所定の入学願書等に受験料を添え、別に定める手続により出願しなければならない。

（入学許可）

第 17 条 入学志願者に対しては、学科試験を行う。ただし、出身学校長の推薦による者については、学科試験を免除し、面接試験を行うことができる。

2) 専門高校、専門学科及び総合学科卒業生の選抜に関する事項は、別に定める。

3) 社会人の選抜に関する事項は、別に定める。

4) 前項の他による選抜に関する事項は、別に定める。

5) 前項による選考は教授会がこれを行い、学長が入学を許可する。

（長期履修学生）

第17条の2 第5条第2項に定める修業年限による授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生について必要な事項は別に定める。

（入学手続）

第 18 条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次の書類を提出し、かつ、所定の入学金を納入しなければならない。

1) 誓約書

2) その他本学所定の書類

（入学許可の取消）

第 19 条 学長は、正当な理由がなく、前条の手続を行わない者については、入学許可を取消することができる。

（保証人）

第 20 条 保証人は、在学中の一切の事項について責めを負うものとする。

2 保証人に異動があった場合、又は、保証人の住居に変更があったときは、その旨を学長に届け出なければならない。

（退学及び転学）

第 21 条 学生が退学又は転学しようとするときは、保証人連署のうえ、退学願または転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

（転入学及び転籍）

第 22 条 転入学及び転籍については、選考の上、相当年次に入学及び転籍を許可する事がある。

2 前項の規定により入学及び転籍を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（休学及び復学）

第 23 条 学生が、病気その他やむを得ない事由のため、3ヶ月以上修学できないときは休学願を提出し、学長の許可を受けて、休学することができる。

2 病気による休学の場合は、医師の診断書を添えて願い出なければならない。

3 休学を許可する期間は、休学許可の日からその学年の学年末までとする。ただし、特別な事由があるときは、通算して1年以内において、翌学年にわたることができる。

4 学長が、特別な事由があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、休学許可期間を延長することができる。

5 休学許可期間は、在学年数に算入しない。

第24条 休学許可期間の中途において、休学の理由がなくなったときは、復学願を提出し、学長の許可を受けて復学することができる。

(除籍及び復籍)

第25条 次の各号の一つに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

- 1) 第5条に定める在学期間を超えた者
- 2) 第23条に規定する休学の期間が永年になった者
- 3) 授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- 4) 長期間にわたり行方不明の者、又は、長期間無届けで欠席し、照会してもなお引き続き出席しない者
- 5) 死亡した者
- 6) 懲戒処分を受けた者

2 除籍された者のうち、次の場合にあっては、教授会の議を経て学長が復籍することができる。

- 1) 長期間にわたり行方不明により除籍された者が、復籍を願い出た場合。
- 2) 授業料等未納により除籍された者が、未納授業料等を納入し、復籍を願い出た場合。
- 3) 学長が、特別な事由があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、復籍を認めることができる。

第8章 入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第26条 入学金及び授業料等の額は次の通りとし、徴収方法等については別に定める。

- 1) 入 学 金 200,000 円
- 2) 授 業 料 600,000 円
- 3) 教育研究費 140,000 円
- 4) 教育環境費 140,000 円

(介護福祉学科は190,000円)

2 入学検定料については別に定める。

第9章 事務局及び学生部

(事務局及び学生部)

第27条 本学に、事務局及び学生部を置く。

2) 事務局及び学生部に関する事項は、別に定める。

第10章 教職員組織

(教職員組織)

第 28 条 本学に次の職員を置く。

- | | |
|----------|-----------|
| 1) 学 長 | 6) 助 教 |
| 2) 副 学 長 | 7) 助 手 |
| 3) 教 授 | 8) 事務職員 |
| 4) 准 教 授 | 9) その他の職員 |
| 5) 講 師 | |

2 前項の規定にかかわらず、名誉学長及び学長補佐をおくことができる。その選考は、別に定める。

3 副学長及び学長補佐は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする。

第 11 章 教 授 会

(教授会)

第 29 条 本学に、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

なお、教授会は、学長が決定を行うに際して、意見を述べることができる組織とする。

2) 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教をもって組織する。ただし、学長が必要と認めた場合には、その他の職員を加えることができる。

3) 学長は、特別に指名した教職員をもって組織する常任教授会をおくことができる。常任教授会は、前項の教授会に代えることができる。

(審議事項)

第 30 条 教授会の審議事項は次のとおりとする。

- 1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- 2) 学科課程に関する事項
- 3) 学生定員並びに学生の入学、転入学、退学、休学、復学、除籍、復籍、卒業及び賞罰に関する事項

4) 学生の試験及び単位修得に関する事項

5) 学生の補導及び厚生に関する事項

6) 教授、准教授、講師、助教及び助手の教育研究等の業績審査に関する事項

7) 大学の運営に関する重要事項

8) その他法令に定めがある事項

(招集等)

第 31 条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

2) 学長に事故があるとき、又は、学長が欠けたときは、あらかじめ学長の指名する職員が前項の職務を代行する。

3) 教授会の構成員の3分の1以上の者から請求があるときは、学長は、教授会を招集しなければならない。

(定足数及び表決)

第 32 条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

2) 教授会の会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(その他)

第 33 条 本章に定めるもののほか、教授会の運営について必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

第12章 科目等履修生・委託生及び外国人留学生

(科目等履修生・特別聴講学生)

第34条 本学所定の授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を願い出た者があるときは、当該科目の授業に妨げのない限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

3 他の大学等と単位互換協定等を締結した場合は、特別聴講学生としての受講をすることができる。

4 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第35条 公共機関その他から委託生として入学の申し出があったときは、別に定めるところにより、入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第36条 外国人で本学に入学を希望する者に対しては、別に定めるところにより選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

第37条 科目等履修生、委託生及び外国人留学生については、別に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

第13章 公開講座及び講座の開放

(公開講座)

第38条 本学は必要に応じて公開講座を開設又は既設の講座を開放し、地域社会の教養に資することができる。

2 公開講座・講座の開放に関する事項は別に定める。

第14章 寄宿舍及び厚生保健施設

(寄宿舍)

第39条 本学に、寄宿舍を設け、学生の入舎希望者を収容する。

2 寄宿舍に関する事項は、溝部学園寄宿舍舎則に定める。

(厚生保健施設)

第40条 本学に、厚生保健施設を設ける。

2) 厚生保健施設に関する事項は別に定める。

第15章 図 書 館

(附属図書館)

第41条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

第16章 賞 罰

(表 彰)

第42条 学生が、学業性行が特に優良であると認められたとき、又は他の模範となる行

為があったときは、学長はこれを表彰することができる。

(懲 戒)

第 43 条 学長は、教育上必要があると認めるときは、学生に退学・停学・訓告等の懲戒を加えることができる。

2 前項の退学は、次の各号の 1 に該当する者について行うことができる。

- 1) 性行不良で改善の見込みのない者
- 2) 学力劣等で成業の見込みのない者
- 3) 正当の理由がなく出席常でない者
- 4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(学位授与の取消)

第 44 条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

第 17 章 雑 則

(その他)

第 45 条 この学則の施行に関し必要なことは、別に定める。

付 則

この学則は、昭和 39 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 41 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、平成元年 4 月 1 日より施行する。

この学則は、平成2年4月1日より施行する。
この学則は、平成3年4月1日より施行する。
この学則は、平成4年4月1日より施行する。
この学則は、平成5年4月1日より施行する。
この学則は、平成8年4月1日より施行する。
この学則は、平成11年4月1日より施行する。
この学則は、平成12年4月1日より施行する。
この学則は、平成13年4月1日より施行する。
この学則は、平成14年4月1日より施行する。
この学則は、平成15年4月1日より施行する。
この学則は、平成16年4月1日より施行する。
この学則は、平成17年4月1日より施行する。
この学則は、平成18年2月1日より施行する。
この学則は、平成18年4月1日より施行する。
この学則は、平成19年4月1日より施行する。
この学則は、平成20年4月1日より施行する。
この学則は、平成21年4月1日より施行する。
この学則は、平成22年4月1日より施行する。
この学則は、平成23年4月1日より施行する。
この学則は、平成24年4月1日より施行する。
この学則は、平成25年4月1日より施行する。
この学則は、平成26年4月1日より施行する。
この学則は、平成27年4月1日より施行する。
この学則は、平成28年4月1日より施行する。
この学則は、平成29年4月1日より施行する。
この学則は、平成30年4月1日より施行する。
この学則は、平成31年4月1日より施行する。
この学則は、令和2年4月1日より施行する。
この学則は、令和3年4月1日より施行する。